

小川町下水道事業下水道等使用料漏水減免措置要綱

（令和2年4月1日）
（企業管理告示第16号）

（趣旨）

第1条 この告示は、小川町下水道条例施行規程（令和2年小川町企業管理規程第16号。以下「下水道規程」という。）第29条第1項第3号及び小川町農業集落排水処理施設の管理に関する条例施行規程（令和2年小川町企業管理規程第21号。以下「農業集落排水規程」という。）第10条第1項第3号に規定する使用料の減免のうち、水道水の漏水による使用料の減免（以下「漏水減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免の対象）

第2条 漏水減免は、地中埋設部、床下、壁面内部等通常の管理状態では発見が困難と認められる給水装置からの漏水とし、漏水発覚後速やかに修理を行った場合とする。

2 漏水減免の対象期間は、漏水に起因して使用水量が最も増加したと認められる1期分（申請日より過去1年以内のものに限る。）の公共下水道又は農業集落排水処理施設（以下「下水道等」という。）の使用料のみとし、継続してこれを適用しないものとする。

（減免の対象外）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず漏水減免の対象としないものとする。

- (1) 漏水減免を受けようとする下水道等の使用者に、納期限を経過した未納の下水道等の使用料があるとき。
- (2) 下水道等の使用者若しくは第三者の故意又は過失があると認められる漏水のとき。
- (3) 漏水が確認され、漏水修理を指摘されたにもかかわらず、修理を故意に引き延ばし、又は怠ったとき。
- (4) 小川町指定給水装置工事事業者以外の者が漏水修理を行ったとき。
- (5) 蛇口、水洗便器（ボールタップ等の水位調整器具を含む。）、給湯器等の給水器具の故障による漏水のとき。
- (6) 明らかに下水道等に流入していると認められるとき。
- (7) 漏水減免の決定から1年を経過せずに再度確認された漏水のとき。

(減免の申請)

第4条 漏水減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公共下水道については下水道規程第29条第2項に規定する下水道使用料等減免申請書に、農業集落排水処理施設については農業集落排水規程第10条第2項に規定する小川町農業集落排水処理施設使用料減免申請書に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1) 漏水修理完了報告書（別記様式）

(2) 工事実施が確認できる領収書の写し

2 水道料金等減免申請を併せて行う場合、前項第1号に規定する書類は写しでも認めるものとする。

3 水道料金等減免申請を行わず、下水道等の使用料の減免申請のみ行う場合は、修理前後の工事写真を提出するものとする。

(減免の決定)

第5条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、下水道使用料等減免申請書又は小川町農業集落排水処理施設使用料減免申請書を受理したときは、申請内容を審査の上、漏水減免の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による漏水減免の可否を決定したときは、公共下水道については下水道規程第29条第4項に規定する下水道使用料等減免決定通知書に、農業集落排水処理施設については農業集落排水規程第10条第4項に規定する小川町農業集落排水処理施設使用料減免決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(漏水減免の水量計算)

第6条 漏水量は、漏水減免の対象となった期の使用水量から漏水が始まったと推定される月の前6期の使用水量の平均の水量を減じて得た値（1立方メートル未満四捨五入）とする。ただし、使用状況に著しい変化がある場合、長期間の漏水の場合又は使用開始後間もない場合には、漏水減免の対象となった期の使用水量から漏水修理完了後の漏水期間を含まない期の使用水量を減じて得た値を漏水量とする。

2 前項本文に規定する「漏水が始まったと推定される月の前6期の使用水量の平均の水量」又は同項ただし書に規定する「漏水修理完了後の漏水期間を含まない期の使用水量」が基本水量以下の場合、それぞれの水量は基本水量とみなす。

3 第1項の規定により算出した漏水量の全量（1立方メートル未満四捨五入）を減免水量とし、減免対象となった期の使用水量から減免水量を減じて得た値を減免後請求水量とする。

（下水道等使用料の充当）

第7条 管理者は、申請者が漏水減免の決定を受ける前に減免前の下水道等の使用料を納付している場合には、減免後の下水道等の使用料との差額について、未収金又は次期以降の下水道等の使用料に充当できるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年企業管理告示第9号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小川町下水道事業下水道等使用料漏水減免措置要綱の規定は、令和8年3月分までの農業集落排水処理施設使用料については、適用しない。

別記様式（第4条関係）

漏水修理完了報告書

年 月 日

小川町上下水道事業
小川町長 宛て

施工者（指定給水装置工事事業者）

住 所

名称及び

代表者名

印

電話番号

次のとおり、漏水等の修理が完了したので報告します。

施 工 日	
施 工 場 所	
使 用 者	
修 理 概 要	
配 管 図	※漏水箇所及び修理範囲を明示してください。

※ 修理前後の工事写真を添付すること。